

○議長（吉田敏郎）

日程第3 発議第3号 開成町議会議員の期末手当の特例に関する条例を制定することについてを議題とします。

趣旨説明を提案議員に求めます。

前田せつよ議員、どうぞ。

○11番（前田せつよ）

それでは、議案を朗読いたします。

発議第3号 開成町議会議員の期末手当の特例に関する条例を制定することについて。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和2年5月27日提出、提出者、開成町議会議員、前田せつよ、賛成者、開成町議会議員、佐々木昇。

提案理由。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による町民生活や地域経済への影響が深刻化し、支援が必要なことから、開成町議会議員の令和2年6月の期末手当について特例措置を講じたいので、開成町議会議員の期末手当の特例に関する条例を提案いたします。

それでは、改正の趣旨について御説明をいたします。

期末手当については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による町民生活や地域経済への影響等を勘案し、開成町議会議員として自ら期末手当を削減することにより町民に寄り添う形を取りたいと思います。なお、削減額については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策等の支援策に反映されるものと確信をいたします。6月期末手当では、議長、副議長、委員長、議員、それぞれ100分の20を減額するものであります。

それでは、次のページをお開きください。

開成町条例第 号。

開成町議会議員の期末手当の特例に関する条例。

議会の議員に対して支給する令和2年6月の期末手当の額は、開成町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年開成町条例第6号）第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の20に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

次に、附則であります。附則、第1項、施行期日。この条例は、公布の日から施行する。第2項、開成町議会議員の期末手当の特例に関する条例の廃止。開成町議会議員の期末手当の特例に関する条例（平成16年開成町条例第8号）は、廃止とする。

なお、本条例（案）が可決されますと、期末手当の削減額は議長で18万2,410円、副議長で14万2,970円、委員長で13万6,450円、議員では12万8,180円となり、6月期末手当の削減総額は161万7,040円となります。

御説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

発議第3号 開成町議会議員の期末手当の特例に関する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはないですね。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

以上で本日の日程は全て終了となります。

これにて散会します。皆様、大変お疲れさまでした。

午後2時23分 散会